

日本感染症医薬品協会奨励賞の選考に関する規程

公益財団日本感染症医薬品協会奨励賞に関する規程に基づいて、選考について、次のように定める。

第1条 選考委員会（以下「委員会」という）を設置し、『日本感染症医薬品協会奨励賞』（以下「本賞」という）の選考に当たる。

第2条 委員会は理事会において選出された委員5～8名をもって構成する。委員長は委員の互選による。

第3条 委員長は必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の意見を聞くことができる。

第4条 委員は選考の経過及び結果については秘密を守らなければならない。

第5条 委員の任期は2年とし、重任は2期以内とする。

第6条 授賞候補の公募は、関連学会誌及びそれに準ずる刊行物に掲載して行う。

第7条 応募者は応募申請をし、所定の事項及び研究内容を記載して提出するものとする。応募は個人、共同いずれでもよい。

第8条 選考結果は理事会に報告する。

第9条 この規程の実施について必要な事項は別に細則として委員会が定める。

平成11年 3 月 2 3 日

制 定